

控訴事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所 平成29年（ネ）第3343号）

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）11月30日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）6月29日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

7月3日 東京高等裁判所に控訴の提起

10月26日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、平成21年に控訴人が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被控訴人が行った本件2項道路の道路中心線として判定した位置は誤っており、被控訴人が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、736万円の損害賠償金等の支払を求めたものである。

原判決は、控訴人の請求は、前訴（控訴人が、被控訴人に対し、平成25年に本件2項道路の幅員は1.8メートル未満であるため、建築基準法42条2項に基づく道路指定の要件を欠いているとして、当該道路指定処分の不存在の確認を求めて提起した訴訟をいう。）における国家賠償請求に係る訴えと訴訟物を同じくし、その既判力に反する判断は許されないと判示して、これを棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴をしたものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、736万円及びこれに対する平成28年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決を一部補正等するほかは、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。

※ 参考（原判決の理由の要旨）

- (1) 前訴においては、中野区長が、平成8年当時及び平成21年当時、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と道路中心線を表示したと認め得るような事情も認められず、国家賠償法1条1項にいう違法があったとはいえないなどとして、原告の請求を棄却している。
- (2) 本件訴えにおける原告の請求は、前訴における原告の請求と訴訟物が同じであり、当裁判所は、前訴の既判力に反する判断をすることは許されない。そうすると、被告が平成8年及び平成21年に本件道路の道路中心線を道路判定図に記載するなどして公にした行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。
- (3) 原告は、前訴は専ら建築基準法施行時に本件道路の道路幅員が1.8メートル以上あったかどうかを議論したものであるなどと主張するが、前訴において、平成8年及び平成21年に本件道路の道路中心線を示す道路判定図を作成した際の中野区長の注意義務違反の有無が争われ、この点に対する裁判所の判断がされているのであるから、原告の上記主張は採用することができない。
- (4) よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却する。